

はり・きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料について（平24.2.13 厚生労働省医療課事務連絡）

（抜粋）

問 保険医療養担当規則第十七条で、「保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。」とは具体的にどのような事を指し示すのか。

答 医師が専門外である事を理由に診察を行わずに同意を行なう、いわゆる無診察同意を禁じたものである。医師の診察の上で適切に同意書の交付を行う事が求められる。

問 同意を行なった医師は施術結果に対しても責任を負うものか。

答 同意した医師は施術に対する同意を行なうものであり、施術結果に対して責任をおうものではない。

問 整形外科医以外の医師の同意書は有効か。

答 「同意を求める医師は、原則として当該疾病にかかる主治の医師とすること。」とされており、整形外科医に限定したのではなく、現に治療を受けている医師から得ることを原則としている。（留意事項通知別添2第3章の9）